

新型コロナウイルス感染拡大予防ガイドライン

令和2年5月26日

TIAT SKY HALL

1. 感染防止のための基本的な考え方

施設管理者、公演主催者は、施設内及びその周辺において、当該施設の管理・運営に従事する者、公演を鑑賞等するために施設に來場する者、出演者及び公演の開催に携わるスタッフへの新型コロナウイルスの感染拡大を防止するため、最大限の対策を講じていく必要があります。

密閉空間（換気の悪い密閉空間である）、密集場所（多くの人が密集している）、密接場面（互いに手を伸ばしたら届く距離での会話や発声が行われる）という3つの条件（いわゆる「三つの密」）のある場では、感染を拡大させるリスクが高いと考えられ、こうした環境の発生を極力防止するなど、感染回避に徹底して取り組むことが重要です。

2. 施設内の各所における対応策

① 施設内

- ・少なくとも施設の開館の際には施設内のドアノブや手すり等不特定多数が触れやすい場所の消毒を行うとともに、施設内の換気について十分な対応をとります。消毒液は、当該場所に最適なものを用います。
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行います。また、公演主催者と調整の上、公演中も定期的に適切な換気を行います。
- ・施設の入口に、手指消毒用の消毒液を設置します。不足が生じないよう定期的な点検を行います。必要であれば、入口数の制限をします。

② 公演会場入口

- ・公演主催者は、会場の入口に手指消毒用の消毒液を設置してください。
- ・会場入口の行列は、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。

③ チケット窓口

- 次の通りチケット窓口で対応を行うものとし、公演主催者やチケット取扱事業者に対しても同様の取り組みを要請してください。
- ・対面で販売を行う場合、当館で用意しているアクリル板や透明ビニールカーテンを利用して購買者との間を遮蔽するよう努めてください。

- ・チケット窓口の行列では、最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔を空けた整列を促す等、人が密集しないよう工夫するようにしてください。
- ・現金の取り扱いをできるだけ減らすため、オンラインチケットの販売やキャッシュレス決済を推奨します。
- ・入場時のチケットもぎりの際は、マスクや手袋を着用するようにしてください。また、来場者が自分で半券を切って箱に入れ、公演主催者がそれを目視で確認するといった方式等もぎりの簡略化の導入も検討してください。

④ ロビー、休憩スペース

- ・対面での飲食や会話を回避するよう表示や館内放送等により促すようにしてください。
- ・公演前後及び休憩中に、人が滞留しないよう、段階的な会場入り等の工夫を行ってください。
- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・従事者が使用する際は、入退室の前後に、手洗いや手指消毒を励行してください。

⑤ 会議、リハーサル、展示スペース等

- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。
- ・会場定員を踏まえ、利用者が密にならない様に入場制限等を実施してください。

⑥ 楽屋、控室

- ・常時換気に努めてください。
- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を定期的に行ってください。

⑦ トイレ

- ・個人のハンカチ等を使うように徹底してください。ハンドドライヤーはウイルスを拡散するため使用しないようにしてください。
- ・トイレの混雑が予想される場合、施設管理者はできるだけ間隔を空けて整列するよう表示するとともに、公演主催者は最低1 m（できるだけ2 mを目安に）の間隔を空けた整列を促してください。

⑧ 清掃・ゴミの廃棄

- ・清掃やゴミの廃棄を行う者は、マスクや手袋の着用を徹底してください。
- ・作業を終えた後は、手洗いを行ってください。

3. 従事者に関する感染防止策

- ・施設の管理・運営に必要な最小限度の人数とするなど、ジョブローテーションを工夫してください。
- ・マスク着用や手指消毒を徹底してください。
- ・出勤前に自宅等での検温を励行し、37.5℃以上の発熱がある場合には自宅待機等の対応を行ってください。
- ・管理者は、従事者の緊急連絡先や勤務状況を把握してください。
- ・従事者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行ってください。

4. 周知・広報

感染予防のため、以下について来場者に対して周知・広報してください。

- ・咳エチケット、マスク着用、手洗い・手指の消毒の徹底
- ・社会的距離の確保の徹底
- ・下記の症状に該当する場合、来場を控えること。
咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、鼻汁・鼻閉、味覚・嗅覚障害、目の痛みや結膜の充血、頭痛、関節・筋肉痛、下痢、嘔気・嘔吐

5. 保健所との関係

- ・施設における感染予防対策及び感染の疑いのある者が発生した場合には速やかに連携を図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整えてください。

感染の再拡大や再度緊急事態宣言が発令されるなどの場合には、この限りではない。

以上